

第7回 和光市景観審議会資料

重点的に景観形成に取り組む対象について

和光市における景観の現状

- 1 景観審議会の進め方 1
- 2 景観づくりの対象 3
- 3 和光市における景観の現状 9

和光市における景観施策の現状・課題

- 1 景観施策の体系 16
- 2 景観施策の課題 20

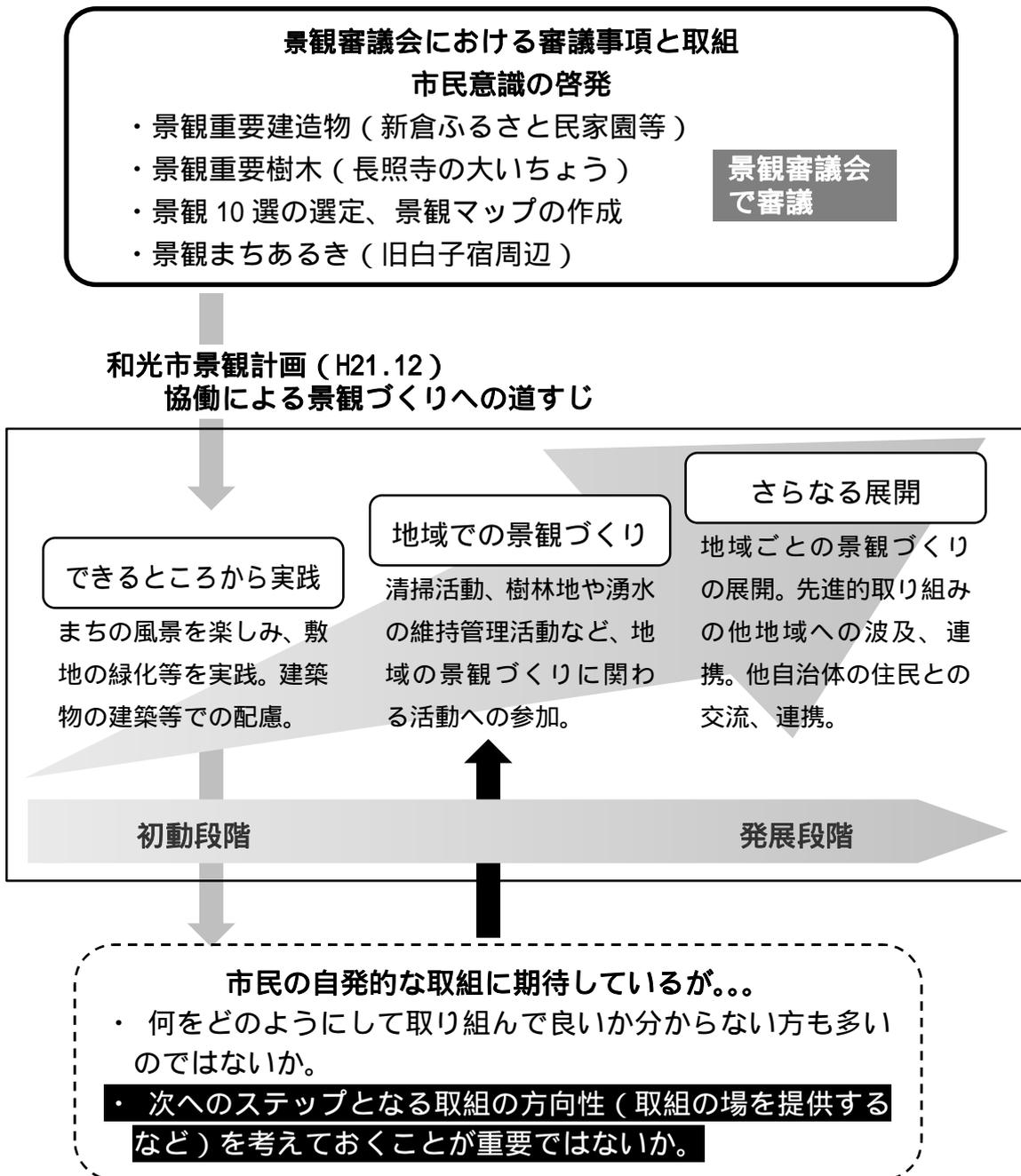
平成 27 年 8 月 5 日

和光市等における景観の現状

1 景観審議会の進め方

1) これまでの景観審議会

現在の和光市における景観施策は、市民意識の啓発や建築物の景観誘導（景観条例）を中心に展開しており、景観審議会においても景観計画に基づき「市民意識の啓発」を中心に審議し、以下の取組を行ってきた。



2) 景観審議会のこれから

「市民意識の啓発」と並行して取り組むべき景観施策を見定めるために、以下の流れで調査審議していただきたい。

第7回景観審議会（今回）

確認事項

- ・和光市における景観の現状
- ・和光市における景観施策の現状・課題
- ・重点的に景観形成に取り組むべき対象について

基本事項の整理・確認

第8回景観審議会（平成28年2月頃を予定）

確認事項

- ・第7回景観審議会における意見
- ・和光市における今後の景観施策の進め方

第9回景観審議会（平成28年8月頃を予定）

諮問

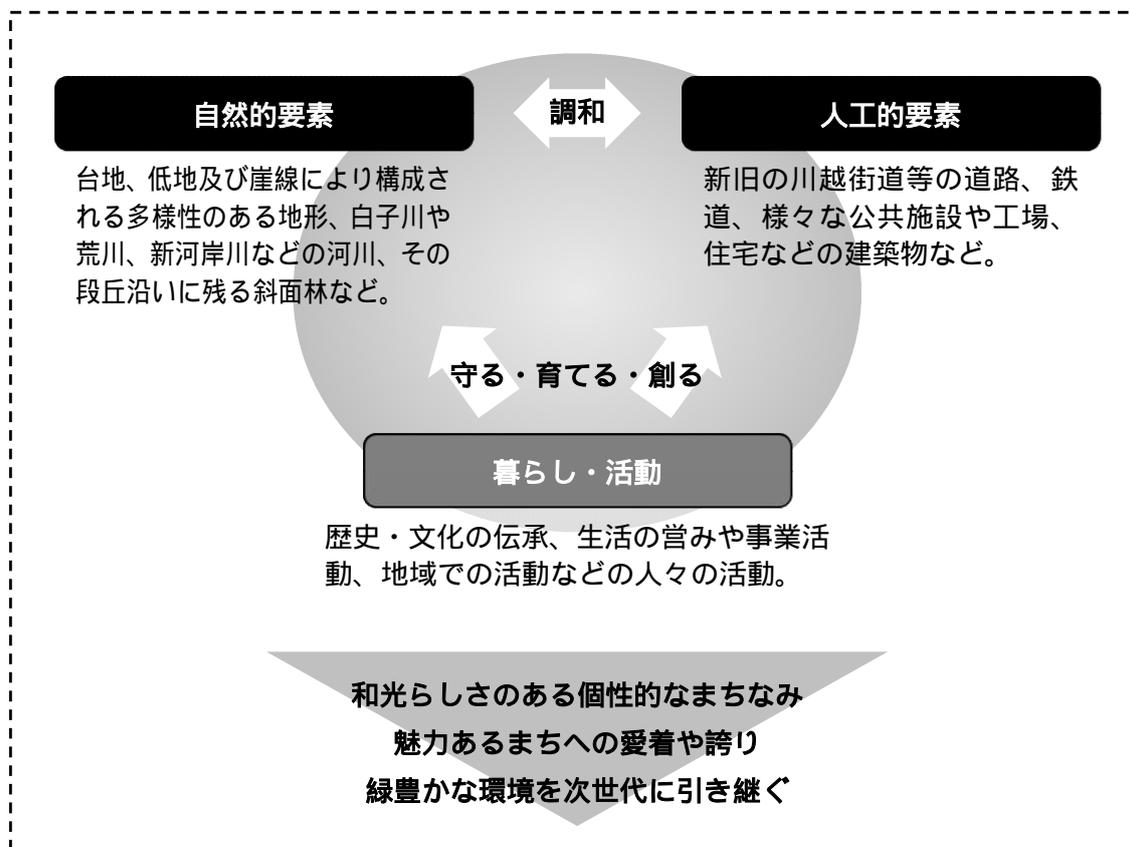
- ・先行的に当面取り組むべき課題

2 景観づくりの対象

和光市景観計画（H21.12）における景観づくりの定義

「人工的要素」と「自然的要素」の調和を図り、まちの主役である市民の積極的な関わりを通じて、和光らしさのある個性的なまちなみを守り、育て、創っていく取組

和光市における“景観づくり” 都市と自然との調和を大切にする景観づくり



問題意識

「市民意識の啓発」は市民の景観づくりに関連する活動を促す取組と考えられるが、「人工的要素」の景観づくりが十分ではない(16頁参照)なかで、自発的な取組に進展するのは難しいのではないか。

- ・ 見本がない
 - ・ きっかけがない
 - ・ 取組の対象(場)がない
- 現在は自宅及びその周辺が中心

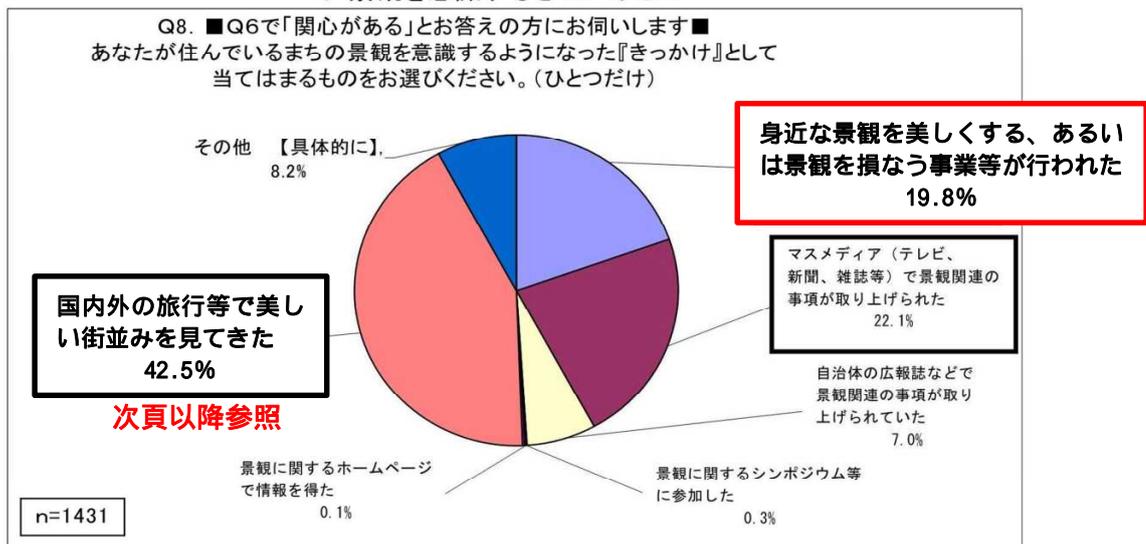
【資料1】景観に関する効果的な普及方策等検討調査（平成18年度 国土交通省）

国土交通省は国民一般の景観形成にかかわる意識を把握するため、平成18年度にwebアンケート（2,000サンプル）を実施した。以下にその結果を示す。

■ 景観への関心

- 約7割の人が景観に関心を持っている。
- 関心のない理由は、生活するうえで問題にならない、他に重要な課題（安全、利便性）があるなど。
- 景観に関心を持つきっかけは、旅先で美しい街並みを見た、身近で景観が改変されたなど、実際に体感することが6割を占める。

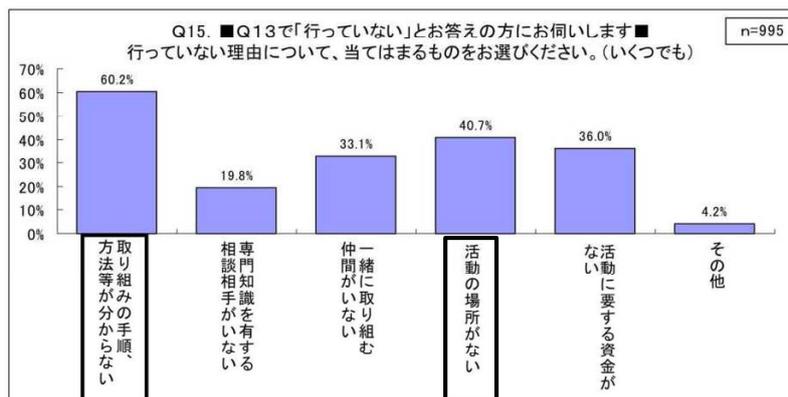
Q 景観を意識するきっかけは？



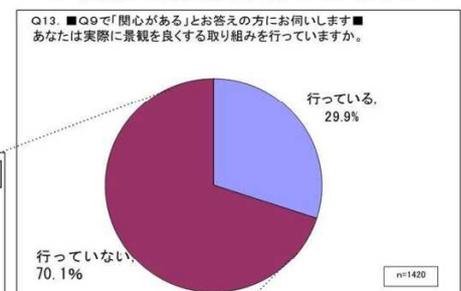
■ 景観を良くする取り組み

- 景観を良くする取り組みに関心のある人は7割。しかし実際に取り組みを行っている人はそのうちの3割に留まる。
- 取り組みに参加していない理由は、手順・方法がわからない点が最も多い。

Q 景観を良くする取り組みを行っていない理由は？



Q 実際に取り組みを行っていますか？



【資料2】わが国の代表的な都市景観

歴史的景観、市街地における水・緑、現代的景観、眺望景観別に代表的な都市景観の一例を示すと以下の通りである。

(1) 歴史的景観

姫路城周辺（兵庫県姫路市）



姫路城に向けたシンボルロード

対象

道路、緑、城（建築物）

高山（岐阜県高山市）



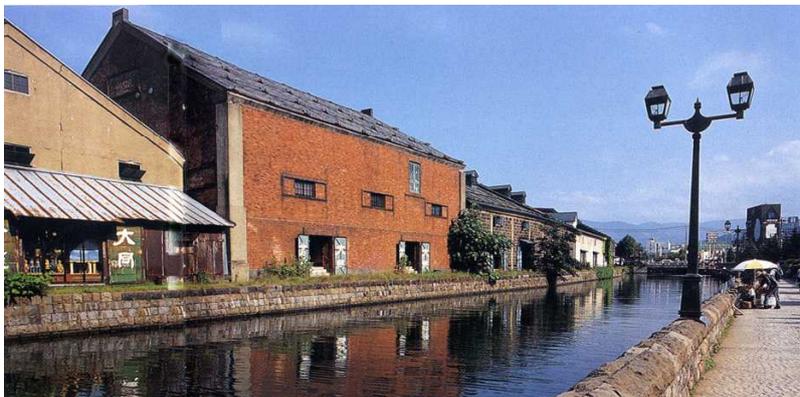
観光客が集う木造切妻の古い街並み

対象

道路、歴史的建築物

小樽運河・従後（北海道小樽市）

従前



歴史的な建築遺産を活かした観光都市

対象

川、遊歩道、倉庫（建築物）

(2) 市街地における水・緑

平和大通り (広島市)

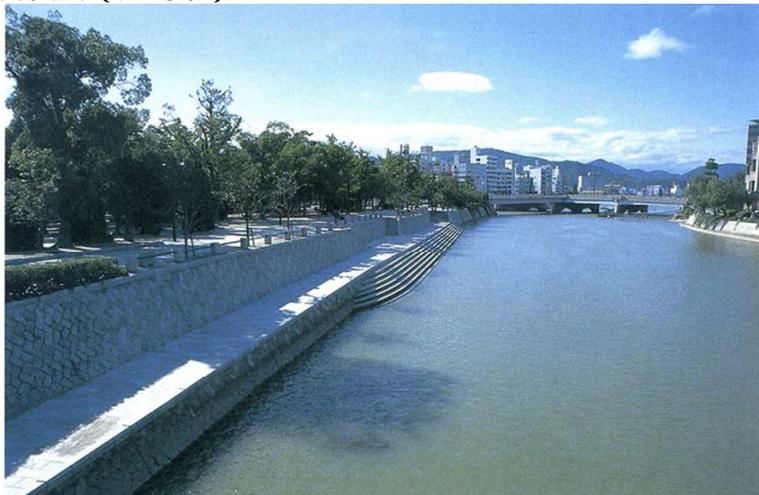


緑豊かなシンボルロード

対象

道路、広場、街路樹

元安川 (広島市)



平和記念公園と一体的な親水空間

対象

川 (護岸)、緑、山並み

源兵衛川 (静岡県三島市)



従前

従後

市街地における人と自然の共存のかたち

対象

川、遊歩道、緑

(3) 現代的景観

神戸ハーバーランド(神戸市)



海に開かれた都市空間の創出

対象

海、広場、建築物

幕張ベイタウン(千葉市)



街の輪郭としてのスカイラインに配慮した建築デザイン

対象

・道路、緑、建築物

多摩ニュータウン「ベルコリーヌ南大沢」



複数の建築家が創出した居住空間

・マスターアーキテクトによる建築家の相互調整、

(4) 眺望景観・・・自然と人工物の調和

函館市



松本城周辺 (長野県松本市)



松本城と北アルプスの眺望

・城内の視点場及び周辺市街地からの眺望に配慮して、都市計画法の「高度地区」が指定されている。

西部地区・八幡坂から函館港方面を望む

函館山展望台からの夜景



MM21と富士山 (横浜市)



ベイブリッジから見たMM21の夕景 (1993年11月撮影)

【資料3】景観施策に取り組みないと

一般的なまち並み



一般的なまち並み



幹線道路沿道の建築物



幹線道路の看板

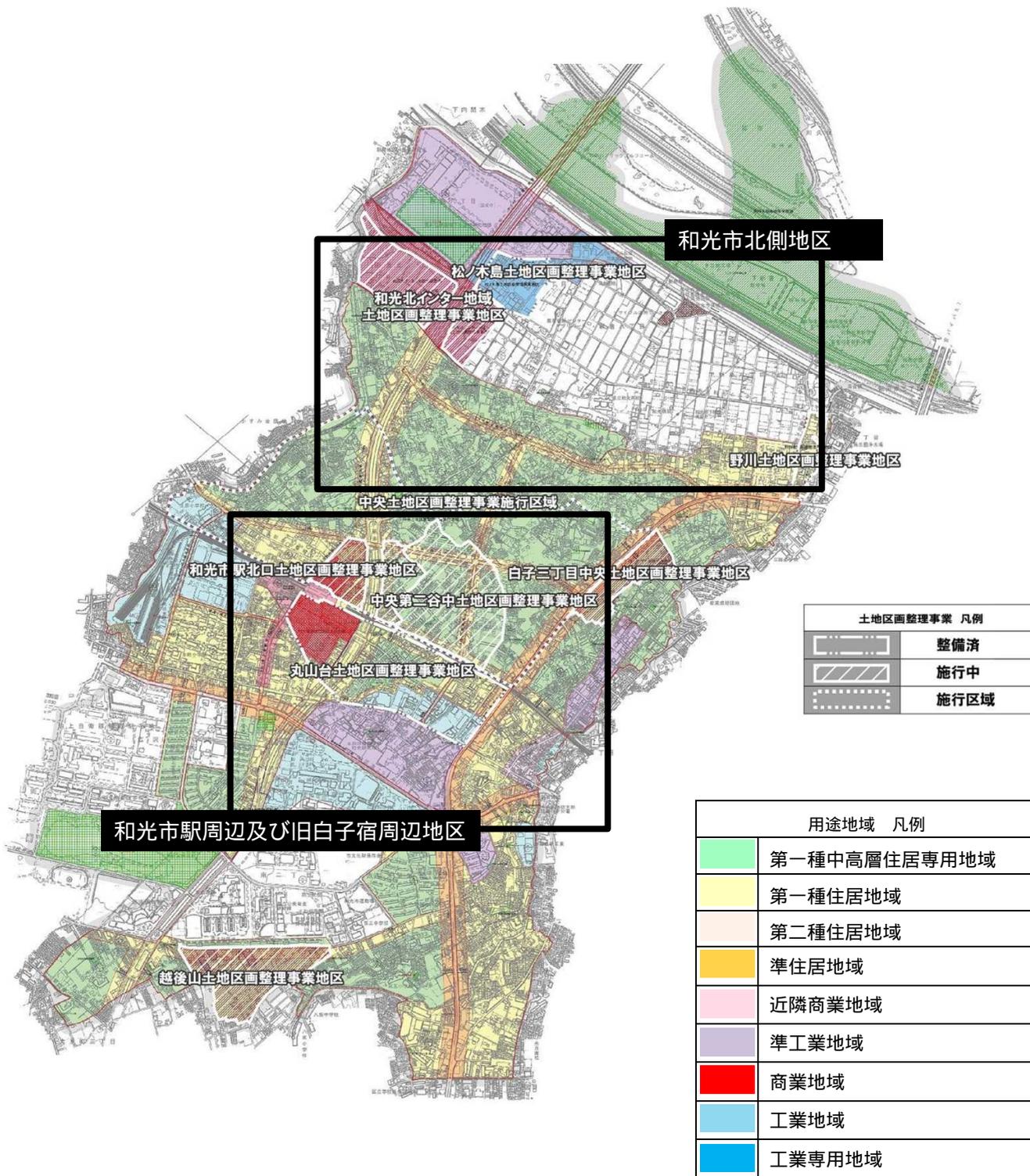


高架道路()が覆い被さった日本橋
(経済活動優先の結果)

: 高架道路は長期的に撤去される
方針が持たれている

3 和光市における景観の現状

案内図



■ 和光市駅周辺及び旧白子宿地区

南口駅前線沿道

無電柱化の実施済区間



無電柱化の実施済区間



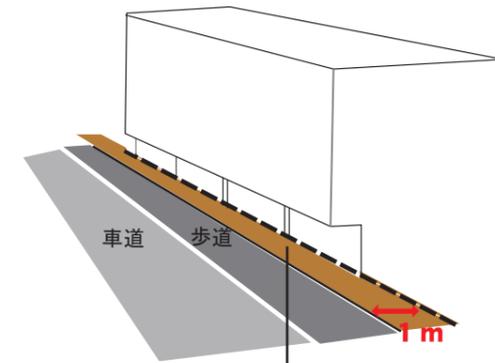
無電柱化の未実施区間



和光市駅南口地区



地区計画の内容



1階部分のセットバックで歩行空間を確保

和光市駅北口地区



谷中川



沿川に比較的緑が残されている区間

沿川が道路や宅地に接している区間
(西側には一部生産緑地が配置予定)

旧白子宿周辺

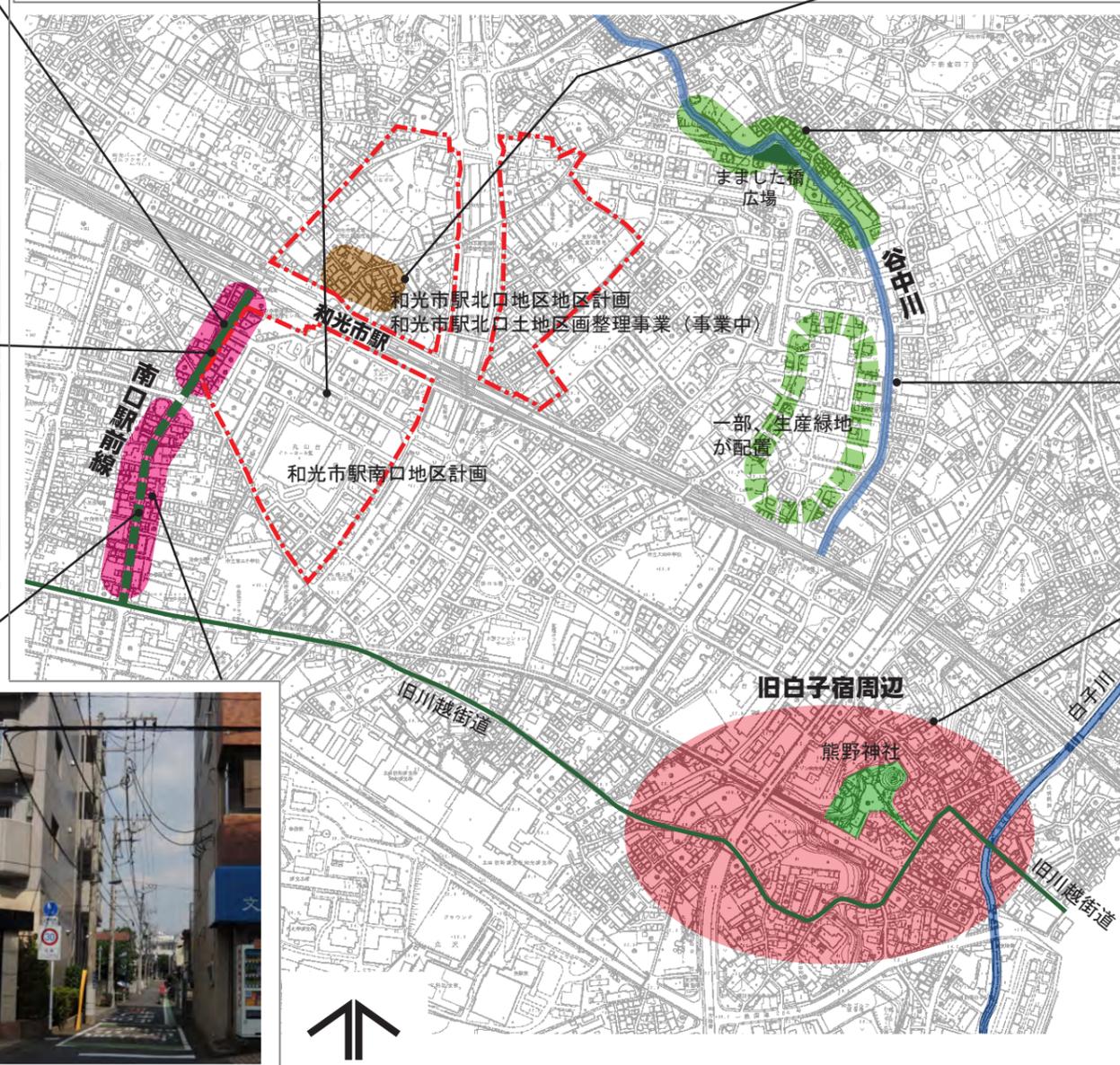


熊野神社

熊野神社(湧水)

佐和屋

白子川



和光市における景観施策の現状・課題

1 景観施策の体系

和光市の景観施策体系を概観すると、市民意識の啓発 ()、民間等の建築物・敷地を対象とした景観誘導・緑化 () が中心となっている。

凡例：既存の景観施策

 景観計画  地区計画  まちづくり条例  市民意識の啓発

対象エリア		市全域		限定エリア		
主な景観要素						
人工的	道路			1	和光市駅周辺を景観重要公共施設に位置付け	
	橋梁					
	鉄道・駅					
	屋外広告物	2	県条例による緩やかな規制			
	建築物・工作物	民間	3	行為制限 (新築・増改築時などに原色使用を規制)	6	左記の規制強化等
		公共				
	歴史的建築物等	4	景観重要建造物の指定			
	水(河川、湧水等)					
	公園・広場	5	3000㎡以上の開発(4%公園等)			
自然的	緑	創出	5	500㎡以上の開発(10%緑化等)	6	生け垣等
		保全	4	景観重要樹木の指定		

: 1 ~ 6 の施策概要は事項以降参照

1 景観重要公共施設（和光市景観計画における位置付け）

位置図

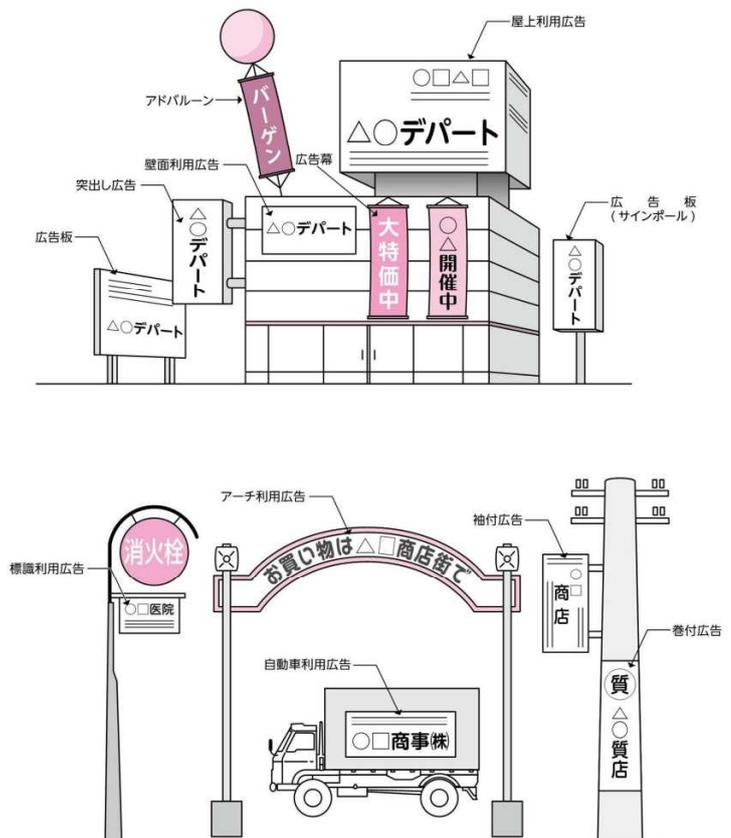
整備に関する方針

本市の玄関口となる和光市駅前の南口・北口広場と、それに結節するこれらの道路は、中心市街地としてのシンボリックな場所として施設空間を形成します。

無電柱化を進めるとともに、環境に配慮した道路設備や舗装デザイン等を整備し、沿道や周辺のまちなみと調和する修景を図ります。

2 屋外広告物条例（埼玉県）

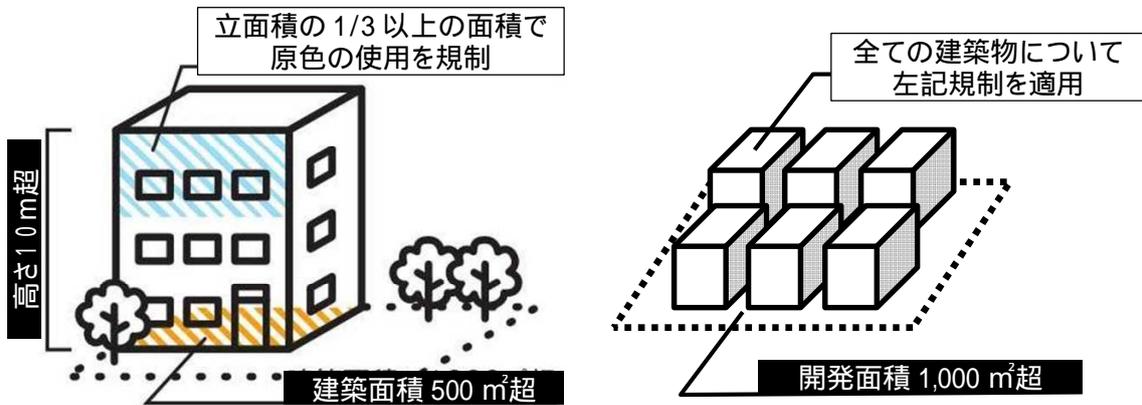
屋外広告物(右図)のうち表示面積等に応じて許可申請が必要



3 景観条例（和光市）

- ・和光市全域で、比較的大きな建築物（高さ10m以上又は建築面積500㎡以上）や開発（1,000㎡以上）を対象に、色彩の規制誘導を実施。

赤や黄色などの原色を各立面の1/3を越える面積で使うことを制限



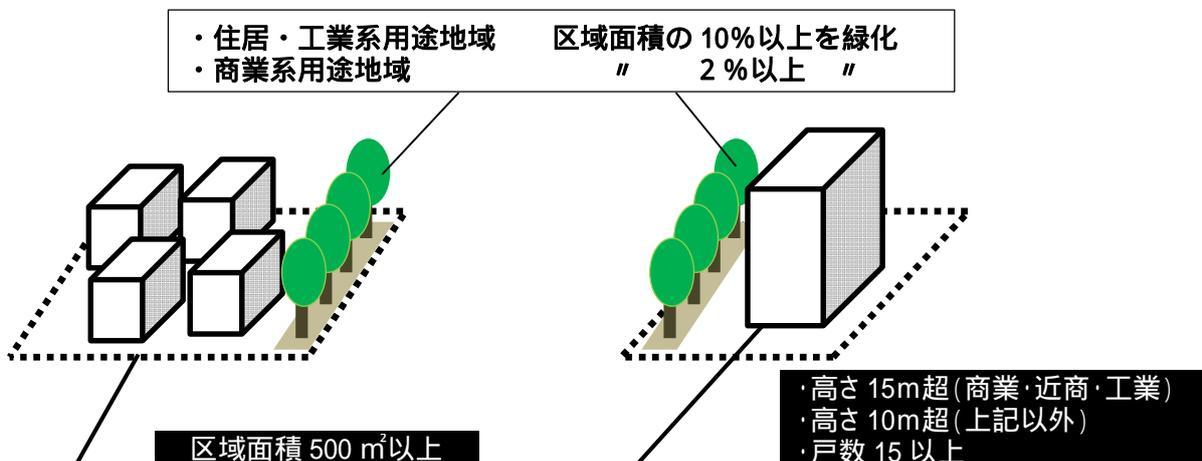
4 景観重要建造物、景観重要樹木

- ・景観重要建造物
（新倉ふるさと民家園 / 旧富岡家住宅）
- ・景観重要樹木（指定なし）

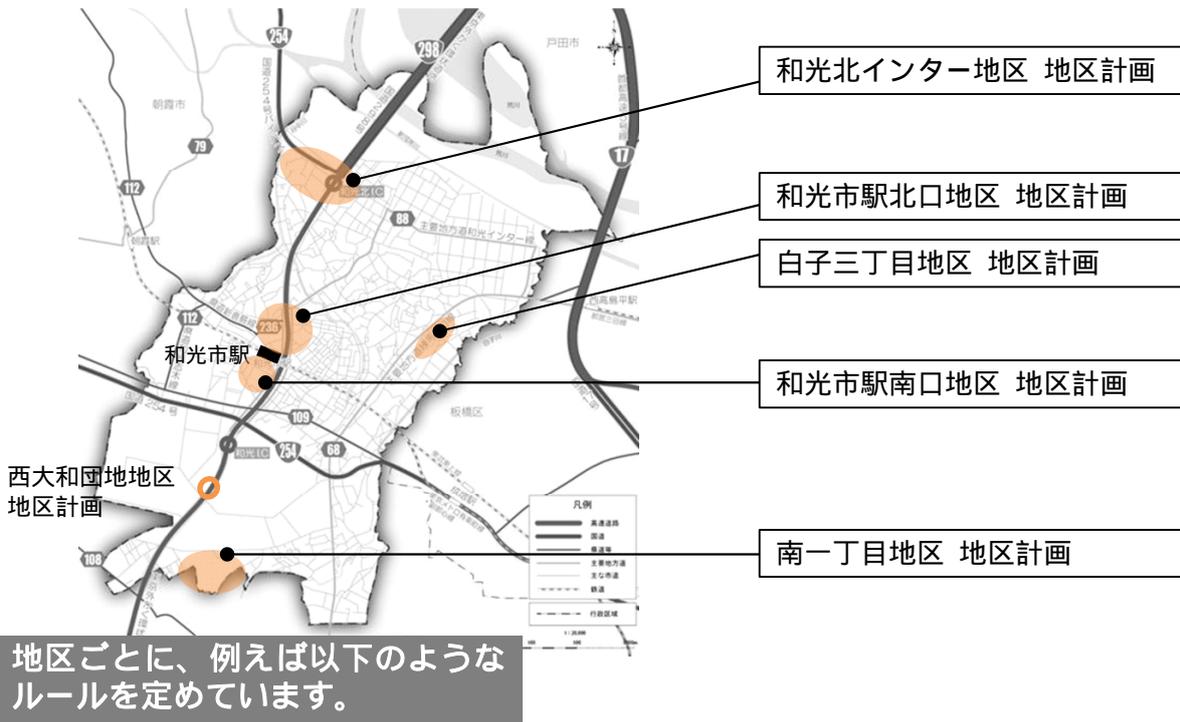


5 まちづくり条例

- ・和光市全域で、比較的大きな建築物や建築敷地を対象に緑化を義務付け。



6 地区計画



南一丁目地区 地区計画



建築物の形態・意匠の制限

- ・ 傾斜屋根
- ・ 各立面の 1/5 以上の面積で原色系の使用を規制

かき・さくの制限

- ・ かき・さくを設ける場合は、生垣か透過可能なフェンス
- ・ 道路側から 50cm 以上後退し、草花等を植栽

和光市駅南口地区 地区計画



壁面位置の制限

- ・ 安全・快適な商業及び歩行者空間を確保するために、建物の壁面を道路境界から 1 m 後退

2 景観施策の課題

和光市の景観施策は、「人工的要素」の中でも道路・河川など公共施設の景観づくりが十分でない状況にある。

公共施設の景観づくりは、市全域を対象に広く実施することが現実的でないことから、多くの人が目にする場や景観資源の集まっている地区などの限定エリアで集中的に展開することが効果的と考えられる（下表(1)～(4)）。

凡例：既存の景観施策

景観計画
 地区計画
 まちづくり条例
 市民意識の啓発

【共通】意識啓発の更なる展開

対象エリア 主な景観要素		市全域		限定エリア	
人工的	道路	具体的な施策なし		1) 道路等の公共施設における先導的な景観形成 2) 下新倉周辺の景観・環境づくり	
	橋梁				
	鉄道・駅				
	屋外広告物	県条例による緩やかな規制			
	建築物・工作物	民間	行為制限 (新築・増改築時などに原色使用を規制)		左記の規制強化等
		公共			
		歴史的建築物等	景観重要建造物の指定		
自然的	水(河川、湧水等)	具体的な施策なし		3) 和光市の歴史・自然資源を活用した拠点づくり	
	公園・広場	3000㎡以上の開発(4%公園等)			
	緑	創出	500㎡以上の開発(10%緑化等)		
保全		景観重要樹木の指定			

【共通】意識啓発の更なる展開

景観を良好にすることが、そのまちや地域の価値の向上につながることを市民が認識できるようにすべきではないか。

【施策取組メニュー（案）】

- ・ 土地区画整理事業等により向上したまちの価値の自発的・継続的な維持

1) 道路等の公共施設における先導的な景観形成

和光市駅周辺の景観重要公共施設で景観づくりに重点的・集中的に取り組む。

市の中心部でこれら取り組みを展開し、具体的な景観づくりの姿、形を見てもらい（モデル）、活動の場としていくことで景観計画に示される『暮らし・活動』を広げる一助になるのではないか。

【施策メニュー（案）】

- ・ 南口駅前線の無電柱化
- ・ 南口駅前線沿道における建築物及び屋外広告物の景観誘導
- ・ 北口駅前広場整備における景観配慮

2) 下新倉小学校周辺の景観・環境づくり

和光市の未来を拓く子どもたちのために、学校周辺の道路を安全で快適な環境にしていくことが重要ではないか。

【施策「メニュー（案）】

- ・ 下新倉小学校周辺における道路環境の改善

3) 和光市の歴史・自然資源を活用した景観拠点づくり

旧白子宿周辺地区には、古くからの社寺等の歴史資源や湧水・白子川・緑地といった自然資源が残されている。

これら資源を活かした豊かな生活のモデルとなる景観づくりを検討していくことが必要ではないか。

【施策メニュー（案）】

- ・ 旧白子宿及び周辺のまち並み及び環境の再生